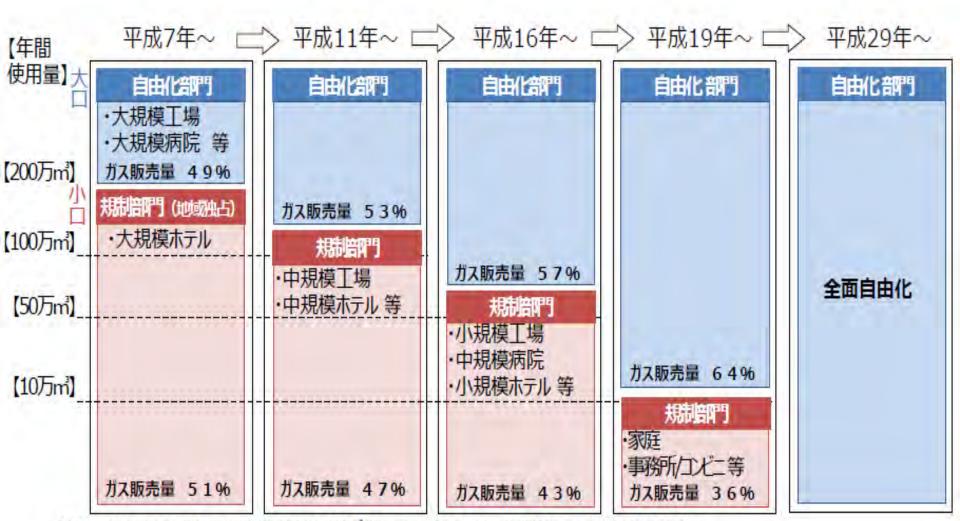
# 3. ガス小売全面自由化の 概要とその背景

# ガス小売自由化の変遷

平成7年(1995年)のガス事業法改正以来、段階的に自由化範囲が拡大。 昨年度には家庭用を含むすべての需要家において自由化が開始。



- (注1) 小売全面自由化後も、需要家保護が観点から、競争が進展してない地域においては、経過措置として小売料金規制を存続させる。
- (注2)年間使用量の多類によって大口・小口に分かれる。各シェアは大手10社のガス販売量に占める大口供給販売量の割合(平成26年度実績)。

出典:経済産業省

#### 都市ガス販売量の推移

- 2016年度における都市ガス販売量は386億m³であり、過去10年間で8.6%増加している。
- 全体の6割程度を占める工業用需要が増加している一方、家庭用・商業用の需要は減少している。

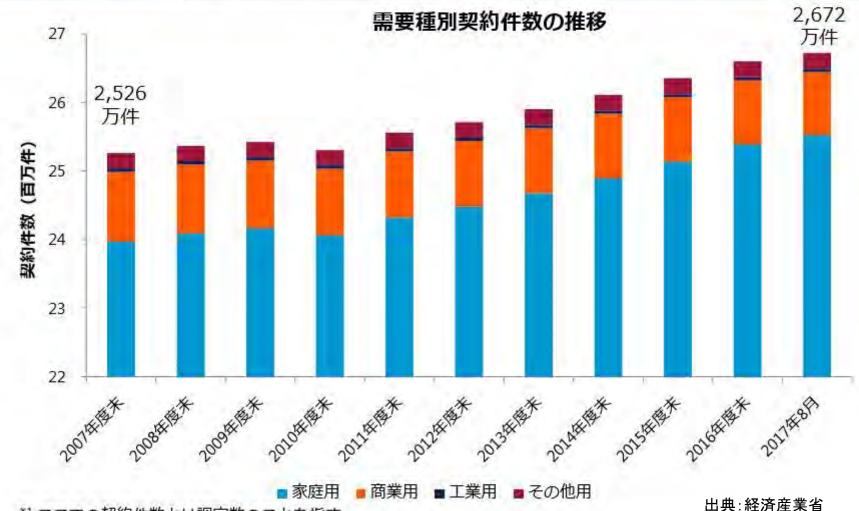


<sup>\*1</sup> 熱量単位 (MJ) の量を、標準熱量 4 5 MJにてm<sup>3</sup>換算した数値を示している。 ガス事業生産動態統計調査に基づき作成

出典:経済産業省

### 都市ガス契約件数の推移

- 2017年8月末時点での総契約件数は約2,670万件であり、過去10年間で145万件増加している。
- 家庭用件数が増加している一方、商業用、工業用の件数は減少している。

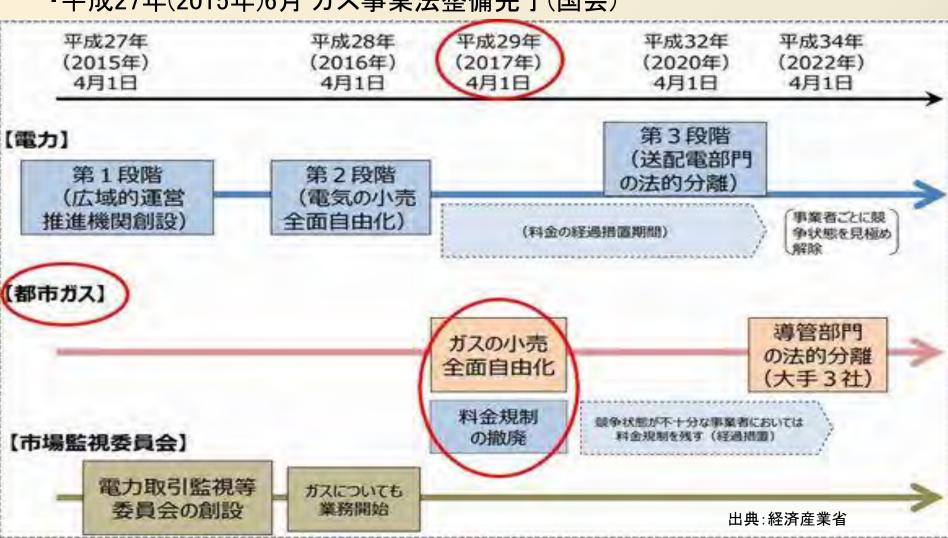


<sup>\*1</sup> ここでの契約件数とは調定数のことを指す。

<sup>\*2「</sup>その他用」とは商業用、工業用に該当しない官公庁、学校、大公使館、試験研究機関、病院等向けの需要を指す。

## システム改革の全体スケジュール

- ・平成25年(2013年)11月にガスシステム改革小委員会発足。
- 平成27年(2015年)1月に報告書を取りまとめ
- 平成27年(2015年)6月 ガス事業法整備完了(国会)



## システム改革の思想

消費者にとっては、選択肢の拡大・料金の最大限抑制の効果が望まれる。

#### システム改革の目的



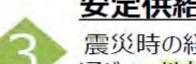
#### 需要家の選択肢や事業者の事業機会を拡大する

需要家のニーズに<mark>多様な選択肢</mark>で応える。また、他業種・他地域からの参入、新技術等の活用を通じてイノベーションを誘発。



#### 料金を最大限抑制する

エネルギー事業者間の競争や、他業種・他地域からの参入を促し、料金を最大限抑制。



#### 安定供給を確保する

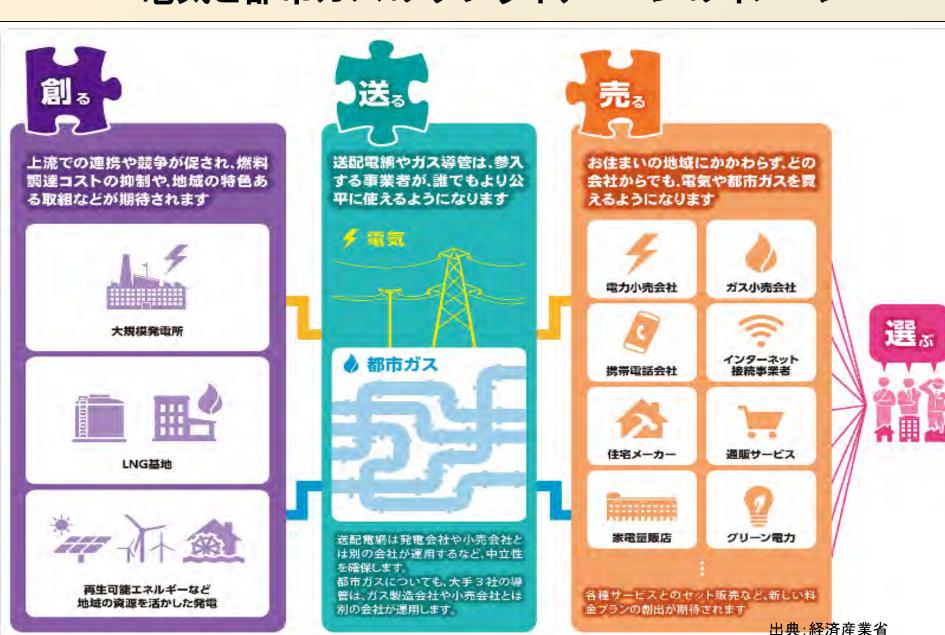
震災時の経験を踏まえ、地域をつなぐ送電網の増強、需給調整能力の向上等を通じて、地域を越えた電気のやりとりを促進。また、ガスについても、都市ガス導管網の整備・相互接続を促進。

出典:経済産業省

エネルギー産業の<u>産業競争力を強化</u>し、 国際展開を通じて、海外市場の開拓・獲得を実現

24 / 90 ページ

# 電気と都市ガスのサプライチェーンのイメージ



## 自由化による需要家側の選択肢の拡大

#### 小売各社から提供される様々なプランのイメージ



電気とガスの同時契約による 割引プラン



携帯料金との セット契約割引プラン



ポイント付加プラン



[イメージ]最適な料金プランを探せるWEBサイト



住宅購入顧客への割引プラン



エコ発電した電気を使うプラン

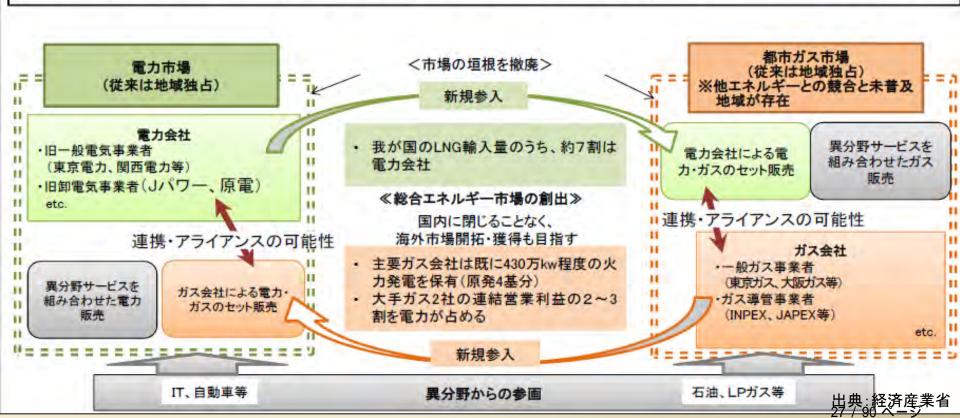


出典:経済産業省

## エネルギーシステムの一体改革

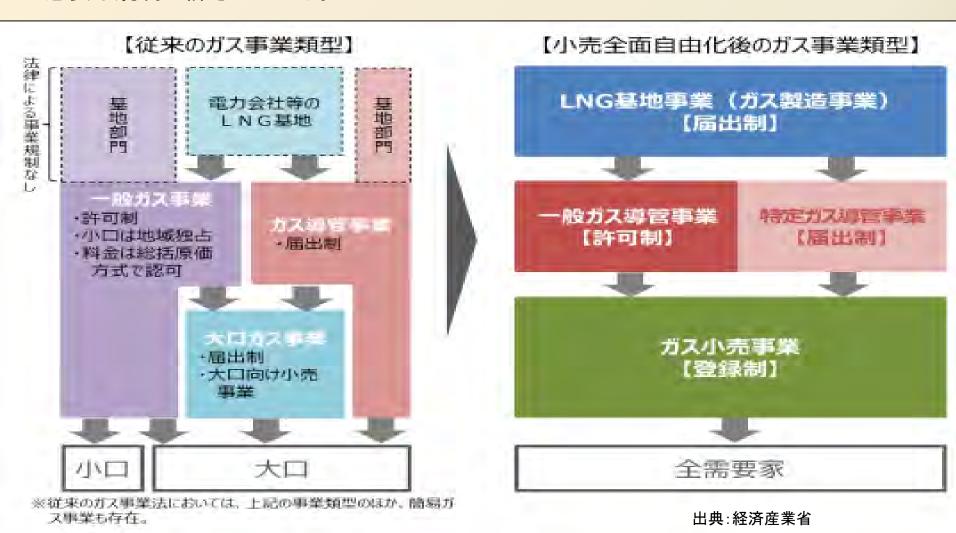
#### 一体的な制度改革による総合エネルギー市場の創出

- ▶ 「光熱費」という言葉があるように、消費者にとってエネルギー市場は一体のもの。他方で、従来、 我が国のエネルギー市場は、電力、ガス、熱等の業態ごとに制度的な「市場の垣根」が存在。
  - (※)石油やLPガスは既に参入規制なく、自由な市場
- 一体的な制度改革により「市場の垣根」を撤廃し、エネルギー企業の相互参入や異業種からの新規参 入を進める。これにより、競争によるコスト低廉化を図るとともに、消費者の利便性を向上させる。
- ▶ さらに、国内市場に閉じることなく、総合エネルギー企業による海外市場の開拓・獲得も目指す。



# ガス事業類型の見直し

小売全面自由化により、事業類型が見直され、ガス製造事業(LNG基地事業)、一般ガス導管事業、特定ガス導管事業、ガス小売事業という新たな事業類型ごとに、それぞれ必要な規制が課されている。



## 公正かつ有効な競争の確保のための取組み

#### 『ガスの小売営業に関する指針』【新設】

ガスの<u>需要家の利益の保護</u>の観点から、需要家への適切な情報提供(説明義務・書面交付義務の詳細等)や、営業・契約形態、契約内容等の適正化を図るべく、問題となる行為や望ましい行為について指針を 定めたもの。 出典:経済産業省

#### 【構成】

序 ガスの小売営業に関する指針の必要性等

- 1 需要家への適切な情報提供の観点から問題となる行為及び望ましい行為
- 2 営業・契約形態の適正化の観点から問題となる行為及び望ましい行為
- 3 小売供給契約の内容の適正化の観点から問題となる行為及び望ましい行為
- 4 苦情・問合せへの対応の適正化の観点から問題となる行為及び望ましい行為
- 5 小売供給契約の解除手続等の適正化の観点から問題となる行為及び望ましい行為

#### 『適正なガス取引についての指針』【改定】

独占禁止法上問題となる行為及びガス事業法上の業務改善命令等の発動に関する考え方を明らかに し、公正競争の確保やガスの適正取引の確保の観点からガス事業者向けの指針を定めたもの。

出典:経済産業省

#### 【構成】

第一部 適正なガス取引についての指針の必要性と構成

第二部 適正なガス取引についての指針

I 小売分野における適正なガス取引の在り方

Ⅱ 卸売分野における適正なガス取引の在り方

Ⅲ 製造分野における適正なガス取引の在り方

Ⅳ 託送供給分野における適正なガス取引の在り方

各パートで以下を記載

- ・考え方
- ・公正かつ有効な競争の観点から 望ましい行為及び問題となる行為